

会 議 録

会議名 (付属機関等名)		第50回 川西市個人情報保護審議会	
事務局(担当課)		総務部行政室総務課	
開催日時		平成24年1月25日(水) 午後6時~7時50分	
開催場所		川西市役所 4階 庁議室	
出席者	委員	池田委員(会長)、長尾委員(副会長)、荒木委員、井上委員、園田委員、武内委員、田邊委員、本多委員、三宅委員、以上9名 (欠席:山口委員)	
	その他	(諮問実施機関) 教育総務課:中塚室長・山澤課長、学務課:石田室長・尾辻課長 生活支援課:空田室長・山川参事・池田主幹 障害福祉課:足立課長・中塚課長補佐 消防本部予防課:喜谷課長・奥西主幹	
	事務局	益本部長、坪内室長、森課長、岩脇主査、木村主任	
傍聴の可否		可	傍聴者数 2名
会議次第		1. 会長あいさつ 2. 諮問事項 諮問第42号 『市立小中学校等での給食費免除に伴う生活保護世帯に関する個人情報の目的外利用について』 諮問第43号 『学校徴収金事務における滞納世帯に関する個人情報の目的外利用について』 諮問第44号 『聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における聴覚障がい者個人情報の目的外利用について』	
会議結果		諮問案件については、全て、その取扱いを適当なものであると認める答申を得る。	

審 議 経 過

< 会長 >

開会のあいさつ

< 事務局 >

(1) 本日提出資料の確認及び説明

(事前送付資料)

- ・開催通知
- ・諮問書(写し:表紙・別紙)

(当日配布資料)

- ・レジメ
- ・審議資料

「給食費免除・学校徴収金事務について」(第 42・43 号諮問案件)

「生活保護法(抜粋)」(第 42・43 号諮問案件)

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業の実施について」(第 44 号諮問案件)

(2) 諮問案件概要説明

< 諮問案件説明 > : 以下のとおり

< 質疑応答 > : 以下のとおり

< 審議 > : 以下のとおり

<p>会 長</p>	<p>皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、委員の皆さまにはお集まりいただき、ありがとうございます。それでは、早速ただ今から『第50回川西市個人情報保護審議会』を開催したいと思います。</p> <p>本日の委員の出席状況ですけれども、山口委員が所業でご欠席という連絡がきているそうです。それで、その他の皆さんはお揃いでございますので、9名の委員の皆さんがご出席ということで、当然、審議会は成立しているということで、議事を進めさせていただきたいと思っております。</p> <p>本日は、お手元にあります次第に、諮問案件が3件ございます。第42号が『市立小中学校等での給食費免除に伴う生活保護世帯に関する個人情報の目的外利用について』、第43号が『学校徴収金事務における滞納世帯に関する個人情報の目的外利用について』、第44号が『聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における聴覚障がい者個人情報の目的外利用について』ということになっております。それで、順番はそうになっておりますけれども、事務局からのお願いということで、今日ご出席のご説明される部署の方もご承知のようですけれども、44号をまず先にご審議いただき、その後に42と43号をご審議いただくという、順序が逆になりますけれども、そういうやり方で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>それではまず最初に、事務局の方から本日の案件の概要と、本日配布されております書類の確認などについて、説明をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">事務局：事前発送資料・配布資料説明、諮問案件概要説明（略）</p>
<p>会 長</p>	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、本日の諮問案件3件の概略ですね、これをご説明いただきましたが、この段階で何かご質問、ご意見ございますでしょうか。</p> <p>ないようでしたら、本日この3件につきまして、諮問第44号については、健康福祉部の福祉推進室の障害福祉課、それから消防本部の予防課、健康福祉部福祉推進室の生活支援課ですね、この方々にご説明いただくということになります。42,43につきましては、健康福祉部の福祉推進室の生活支援課、それから教育振興部総務調整室の総務課の皆さんにご説明いただくということになるわけですが、従来通り、この諮問案件に係る説明をいただくということ言えば、一度に入っていて、それぞれ説明が終わった後に、我々からも質問があると思っておりますので、終わった段階でそれぞれ質問を受けると。ということで、三組いっぺんに入っていて、引き続きご説明いただいて質疑して、そのあと実質的な審議会の意見交換をしたいと思っております。そういう進め方でよろしいでしょうか。(異議なし)ありがとうございます。それでは、実施機関の皆さんにお入りいただくよう、よろしくお願いたします。</p> <p style="text-align: center;">実施機関 入室</p>

<p>会 長</p>	<p>それではみなさん、遅い時間にお越しいただきまして、どうもありがとうございます。ただ今お入りいただいた方々は、健康福祉部福祉推進室生活支援課の皆さん、教育振興部総務調整室総務課の皆さん、学校教育室学務課の皆さん、健康福祉部福祉推進室障害福祉課の皆さん、消防本部予防課の皆さんにお入りいただきました。</p> <p>諮問案件は3件ございまして、本日は、諮問第44号の「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における聴覚障がい者個人情報の目的外利用について」、これを最初に審議していきたいと思っておりますのでこれから説明いただいて、そのあと42,43についてのご説明をいただきたいと。ご説明いただいた後に、委員の方からご質問があるかと思うので、それにお答えいただいて、それが終わりましたらそれぞれご説明された職員のみなさんはご退室いただいて結構でございます。そういう段取りでお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それではまず、今日お越しいただいた皆さん自己紹介を簡単にお願ひできますか。</p>
<p>実施機関</p>	<p>実施機関 自己紹介（略）</p>
<p>会 長</p>	<p>皆さんに自己紹介いただきましたので、これから第44号諮問ですね。先ほど申しました「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における聴覚障がい者個人情報の目的外利用について」、これについてご説明いただいて、委員の方から何らかの質問があったら、それにお答えいただきたいと思っております。資料の方は我々にも用意していただいております。5枚ほどあるのかな。それではよろしく願いいたします。</p>
<p>実施機関</p>	<p>（障害福祉課）障害福祉課の方からご説明させていただきます。今回の件につきまして、住宅用火災警報器の対象者が、私どもの聴覚障がい者が対象になっております。昨年3月31日現在で、388名の聴覚障害者手帳をお持ちの方がいらっしゃいます。その後、対象者として生活保護を受給されている方という形で、私どもの情報を生活支援課の方へ提供させていただくという流れになっております。事業内容といたしましては、消防本部の方からご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>（予防課）それでは続きまして、住宅用火災警報器についてご説明申し上げます。まず、皆様方のご家庭におかれましても設置されているところであるとは思いますが、住宅用火災警報器の背景についての説明から始めさせていただきます。まず平成15年前後ですが、住宅火災による死者が全国的に1,000名以上になった、そして年々増加の一途にあるというところで</p>

、国の方が今までは一般住宅に法的規制というものはなかったのですが、消防法の改正という形で住宅用火災警報器が義務化されました。これは、もちろん欧米諸国で先に取り入れて、実際10年後には死者数が半減したという経過からでございます。消防本部予防課におきまして、その推進事業といたしまして、平成18年から5年間、既存住宅がたくさんございますので、猶予期間5年間のうちに皆様付けていただきたいということで、かなり熱心な広報活動を展開させていただきました。功を奏して、推計ではございますが、83パーセントの方々にきっちり付けていただいたというところでございます。それと同じく国の方も統計上の資料を作成いたしまして、いろいろ検討したのです。で、その前に住宅用火災警報器というものは二面性がございまして、一般的にはご家庭に設置されているような警報器、これは音が鳴る部分で火災が起これば警報音、というところでございます。もう一面、これは聴覚障がい者の方を対象とした警報器、実物を持ってきておりますので、どういうものであるかを皆様方にご覧いただきたいと思っております。聞こえないという部分からすると、目で感知する、もしくは体感で震えているのを感知するというところなのですが、これはフラッシャー、光で感知するというところです。寝ていてもかなりのストロボ、（警報器のフラッシャー実演）という具合に、寝ておってもこういう風な光を浴びることによって、早く逃げなければ...というものでございます。それともう一つは、リストバンドですとか、携帯電話のブルブル機能ございますね、そういったものも聴覚障がい者用に開発して、我々も一生懸命指導しておったのです。で、国の方が、そういった聴覚障がい者の何パーセントぐらいがこういう機器を設置しているかというところを調査しますと、驚くことに2パーセントしかそれが普及していなかったという事情がございます。したがって、何らかの策を講じなければならない、もちろん国の方の費用で聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器の普及支援事業を行ったというところでございます。もちろんこれは国費で、無償でそういった方々に設置するというところでございますが、その対象となる方、「別添1」の方に資料がございまして、四角く枠組みされております。資料がございまして「消防予第366号」という部分の2枚目の上から二つ目に「事業の対象者」という記載がございまして、
、
、
がございまして、読み上げていきますと、
生活保護受給者であること、
生活保護受給者が世帯主となる世帯の構成員に聴覚障がい者が含まれていること、
聴覚障がい者が居住する住宅に聴覚障がい者対応型の住警器、住宅用火災警報器が未設置であること、
の要件が備わった方に対しては無償で設置するというところでございます。で、この表の下の方「3.全体スキーム」の中に事業主体（法人企業）というところがございまして、これはA L S O Kというところがそのお宅に行って設置するということが決定しております。以上が大体の解釈でございまして、設置された後に消防機関がどういった対応

をするかというところでございますが、設置されたもの、これはもう10年くらい維持管理をしなければなりません、もちろん人がしなければなりません、そういった方法。そしてこの住宅用火災警報器は、火災を予防するということは一切ございません。火災が起こった時に、いかに人命危険を排除するため、いち早く逃げるがための設備だけですので、設置に併せていかに火災を起こさない火の元点検等々を指導するか、ということを考えてございます。聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業の説明は以上でございます。引き続き、生活支援課の担当者と交代させていただきます。

(生活支援課) 続きまして生活支援課からは、本件での具体的な個人情報利用についてご説明させていただきます。お手元の資料の諮問第44号に係る資料の5ページをお開きください。「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業における支援対象者確定に関する事務の流れ」をご覧ください。1. に挙げています表のとおり、先ほど予防課の担当者からも説明がありましたように、聴覚障害による身体障害者手帳を所持する生活保護受給者が対象となるため、事業実施にあたりましては、事前に予防課、障害福祉課、生活支援課で支援対象者を把握するための方法や事務の流れについて協議を行いました。お手元の資料1の図にお示ししていますように、障害福祉課から生活支援課が聴覚障害者手帳交付リストを入手し、支援対象者を抽出して生活支援課が書類等を対象者に送付します。場合によっては、生活保護のケースワーカーが家庭訪問を実施するなどして給付申請等の事業周知を行い、支援対象者に直接事業実施者へ申請をしていただくとするものです。ご参考までに、平成23年12月31日現在、聴覚障害による身体障害者手帳交付者が約400名、生活保護受給世帯が1,235世帯、受給人員としましては1,868名となっています。なお、生活支援課において利用した聴覚障害に係る手帳交付者の情報は、この事業の支援対象者を抽出するためのマッチング作業の後に、全て廃棄することといたします。諮問44号に係るご説明は以上です。よろしく審議のほどお願いいたします。

会 長

ありがとうございました。以上で諮問第44号の担当課からの説明が終わりましたが、委員の皆さん、何なりと質問等いただきたいと思っておりますけれども。

結局、障害福祉課にあります聴覚障害に係る身体障害者手帳の保持者がというのが誰かということを生生活支援課の方に目的外に利用するというので、ここに諮問されているというわけです。その生活保護世帯で聴覚障がい者のおられる家庭に、身体障がい者援護業務となっていますけれども、身体障がい者のうちの聴覚障がい者の方だけを対象としておられるわけですね。しかも、あらかじめ自分の方で付けられた方は対象にならないということで、未設置の方について支援するというのであります。もちろん配布というのは、無料ということですか。取り付けるもの全て。

実施機関	取り付けも全て無料です。
委員	今、会長が説明されたのですが、お聞きしたいのが、付けられるのは各家庭1台だけですか。
委員	お答えいたします。まず世帯の中で、聴覚障がい者がおられる寝室、そしてその方が2階で寝られておる場合は、川西市の場合は条例で階段にも付けなければならないということです。そして、寝ておられるところにパイプか、もしくは先ほどお見せした光る部分。そして、階段には連動をかける。だから、いち早く階段で煙を感知すれば光る方が連動するんですね。だから、その2つが対象となります。続いて、聴覚障がい者が二人おられる場合は、そのお二人の方に、という形になります。
会長	今、一般の家庭でも消防法の改正で義務化されましたよね。聴覚障がい者のおられる家庭が付けてもらえたら、そのお宅はその義務を果たしたことになるわけですか。
実施機関	違反か違反じゃないかという考え方は、一つの建屋の中で考えるというのがセオリーでございます。今回は災害弱者と言いますか、防火の部分でいかに人を助けるかという部分が国の施策になりますから、違反か違反じゃないかということよりも、対象者に対して2パーセントしか普及していないのをこの機会にいかに設置していくか、というところに主眼が置かれているという部分をお考えいただいたらご理解いただけるかと思えます。
会長	いかがでしょうか。何かお尋ねになりたいことはございませんか。 諮問別紙では、本人通知の有無というところは、ここでいう本人というのは、つまり手帳を持っている方ですね。手帳を持っている方の情報を生活支援課に渡しましたということを一いち説明しないということですね。結局、聴覚障がい者でも生活保護を受けていない方はおられるわけですから、その方の情報は本来は不必要だという話になるわけだけれども、生活保護の情報を聴覚障害に突き合わせるか、聴覚障害の方を生活保護に突き合わせるかという話になるわけですが、これは実施する生活支援課の方に聴覚障がい者の名簿を渡していただくということですよ。その中から必要な人だけをピックアップするということですね。ですから、聴覚障がい者で生活保護を受けていない方の情報が生活支援課に行くけれど、それはやむを得ないこととなりますよね。
実施機関	聴覚障害者手帳を持っておられる方が約400名弱、生活保護を受けておられる方が約1,800名、同じ情報ということになりますと、少ない情報の方から頂くという形の方がいいのかなと。それと、生活保護の場合、いろいろ直接的に指導支援をしておりますので、その世帯の中の状況をケースワーカーがよく把握しているところがございますので、後々事業をする際にもその説明をしていくのに、実質的にはいいかなとい

	うところがありまして。数のことと、説明をする際にも生活支援の方がいいということで、流れとしては障害福祉課のデータを生活支援課で頂くという形を我々の方では考えているところです。
会 長	今 1,800 と言われたのは人数ですか。生活保護を受けている方の。で、世帯は 1,200 ということですか。
実施機関	はい。そうです。
会 長	いかがでしょうか。委員の方から何か特にお尋ねになりたいことはないでしょうか。
委 員	生活保護を受けておられない聴覚障がい者の方には、何も補助はないわけですよね。
実施機関	はい。そうです。
委 員	この光の警報器というのは、普通の音の警報器よりも費用が高いのでしょうか。
実施機関	はい。かなり高いということでご理解いただいていた方がいいと思います。ただ、大量生産されますと値段が下がりますけれども、今の段階においてはかなり高いと、普及していない状況からも高額であるということです。
委 員	そうすると、生活保護を受けておられない聴覚障がい者の方に、普通の機器との差額を補助するという議論はないですか。
実施機関	まさしく自己負担の原則といたしますが、すでに 83 パーセントの方が実際付けておられるという現状から、特別に一定の方に行政がそこに踏み込むというのは無理というのが我々の認識です。
委 員	無理というのは、予算的に無理ということですか。
実施機関	予算的にというよりも、やはり負担を考えたときに、一定の人に対価を与えることが相当な理由付けが必要だと、そういう負担の考え方からです。
委 員	しかし、聴覚障害ということで、健常者に比べてハンディキャップを背負っているわけですから、その人達にその手当をすることは、個人的には、正当な合理的な理由があるように思いますけれど。
実施機関	この会議場では、お答えする知力がございませんので。

会 長	ちなみに、聴覚障がい者でない方の通常の警報器ですが、これは生活保護を受けている方の費用は行政が負担することになるわけでしょうか。
実施機関	現行の生活保護制度の中では、警報器購入にあたっては特別に給付するというそういう制度はございません。
会 長	そしたら、自分の生活保護費の中から買わないといけないわけですか。
実施機関	はい。そうです。
委 員	ちなみに、値段はいくらぐらいするんですか。
実施機関	今の原価はきっちり調べてきてないのですが。
委 員	大体で結構です。
実施機関	8,000 円ぐらいです。ただ、工賃、廊下の警報器と部屋の警報器を繋ぐラインも必要ですし、無線にした場合にはまた 15,000 円ほど費用がかかりますし、メーカーによっても全然違います。2,400 円のものもありますし、5,000 円のものもありますし、10,000 円を超えるものもありますので。その程度しか申し上げようがございません。
会 長	他にお尋ねになることはございませんか。退室いただいてよろしいでしょうか。そうしましたら、第 44 号諮問にかかるご説明のために入室された職員の皆さん、どうもご苦労様でございました。ご退室いただいて結構でございます。
	実施機関 退室
会 長	それでは諮問の第42号、市立小中学校等での給食費免除に伴う生活保護世帯に関する個人情報の目的外利用について、それから諮問の第43号、学校徴収金事務における滞納世帯に関する個人情報の目的外利用について、これを一括して審議していただくことにしたいと思います。先ほど説明のありした42号諮問というのは、これまで実際には目的外利用していたわけですがけれど、目的外利用ということに必ずしも十分意を払ってなかったというか。自治体で個人情報保護条例を作ったのだけど、過去からやっているものをそれに該当するということの当てはめが十分でない、後から出てくるというのがあるのだけど、このケースがそのケースのようなので、これを追認的にご審議いただきたいと、こういう話のようです。それからもう一つ、43号の方は「学校徴収金事務における滞納世帯に関する個人情報の目的外利用」ということで。前者につきましては、生活保護世帯に関する個人情報の目的外利用につきましては、所管課は生活支援課になりますが、生活支援課の保有している小中学生・養護学校生のおら

	<p>れる世帯の世帯主の名前・住所・生活保護開始年月日、小学校に通っておられる児童の氏名・学年が利用されるわけで、生活支援課の保有している情報を教育委員会の教育総務課・学務課が利用するということになる。それから後ろの滞納世帯に係るものについては、今度は逆になるんですね。教育総務課あるいは学務課が保有しているということになるわけですね、所管課ですからね。それを、今度は逆に生活支援課の方で利用するようにすると。ちょっと逆になりますけど、その2つの諮問、それでは最初の42の方からご説明いただけますか。</p> <p>それでは、諮問第42号について説明させていただきます。お手元の資料1の「給食費免除・学校徴収金事務について」をご覧ください。このたびの諮問は、生活支援課が保有しています生活保護対象世帯のうちで、小中学校養護学校が含まれる世帯の当該児童の氏名の情報につきまして、教育委員会の学務課を通じて各学校に提供しようとするものであり、この資料の でその流れを示しています。生活支援課では、生活保護の決定がされますと、その世帯に小中学校や養護学校の児童がいる場合、義務教育に伴って必要とする教材代や学校給食費等を教育扶助として支給しています。このうち学校給食費等につきましては、昭和33年11月に県民生部長から取扱いの通知があり、学校給食費を直接学校長へ支払うことができることとなったため、川西市では生活保護受給決定後、生活支援課から学務課へ、被保護児童の増減について、対象となる児童の学年・氏名・生活保護開始年月日や廃止年月日についての通知を行い、その後、各小中学校・養護学校から実際に給食等を利用したものについて報告していただき、現物支給として直接各小中学校・養護学校に支払っております。この事務処理に当たり、生活支援課から教育委員会へ被保護者の情報を開示することから、個人情報目的外利用となるため諮問させていただくものでございます。なおこの情報の利用に関しましては、先ほども申しました通り、昭和33年の県からの通知に基づいて過去から同様の処理を行ってきたと把握しております。従いまして、本来であれば平成6年の個人情報保護条例の施行時において答申をいただいておりますので、今回この後でご説明します第43号の事案に併せて諮問させていただきました。よろしく審議のほど、お願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは、質問は43号の方の説明もいただいた後にしたいと思いますので、43号諮問の事案についてご説明の方をよろしく申し上げます。</p>
<p>実施機関</p>	<p>失礼いたします。それでは、諮問第43号の説明をさせていただきます。同じくお手元にお配りしています資料1に基づきまして、ご説明させていただきます。先ほど生活支援課からもご説明ありましたように、生活保護</p>

	<p>世帯の中に小中学生児童生徒が含まれる場合にあっては、義務教育に必要な学用品等を教育扶助として支給しております。このうち学校給食費につきましては、現在、生活保護対象世帯につきましては、生活支援課から直接学校長の方に給食費が振り込まれることになっておりますので、生活保護世帯の給食費の滞納ということはないわけでございます。しかし、学校給食費以外に学校義務教育を行う際に必要とされるさまざまな学用品等、学校においては給食費と合わせて学年費、あるいは修学旅行代、卒業アルバム代等を積立金指定口座の方から引き落としするという事で、学校徴収金を徴収する事務を行っていただいております。そのうち、生活保護世帯受給者の中で、給食費以外の学校徴収金を滞納する世帯が少なからずございまして、学校現場がその徴収対応事務に非常に苦慮しているという現状がございます。従いまして、このたび、一定学校の方で督促の労をとっていただいたにも関わらず納付に応じない生活保護世帯につきましては、その学校徴収金の滞納者情報を生活支援課の方に学校の方から通知を申し上げて、生活保護法第27条に基づく指示及び指導を一旦していただいた後、最終的に納付に応じない者につきましては窓口給付への変更等を行いまして、学校関係者が出向き、その際に納付いただくような手続きを進めたいと思います。これに際しましては、学校から生活保護世帯のうちで学校徴収金を滞納している、いわゆる児童生徒の情報を生活支援課の方に提供する必要があるので、このたび諮問させていただく次第でございます。どうぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。今、諮問の42号、43号について説明いただいたわけですが、委員の皆さんから何なりとご質問をしていただいても結構ですけれど、いかがでしょうか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ひとついいですか。今の43号の方のことでお伺いしたいのですが、次の資料の2に、教育扶助の第13条で、「義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品、義務教育に伴って必要な通学用品」とありますが、これとはまた別なものの修学旅行の費用とかになるのでしょうか。それと、この13条に出てくる通学用品っていうのはどんなものが入るのか、ちょっと教えていただけたらと思います。</p>
<p>実施機関</p>	<p>学校諸費、学校の授業を運営する中におきまして、さまざまな教科書以外の教材、そういうものをその他の学用品ということで徴収しております。ただし、先ほど申しました修学旅行費につきましては生活保護教育扶助の対象とはなっておりませんので、ここの第13条に掲げています1から3号には該当しておりません。しかしながら、当然生活保護を受けておられる世帯の児童生徒につきましても当然修学旅行対象となりますので、学校徴収金という中で学校の方が徴収させていただいているという形です。</p>

会 長	よろしいでしょうか。
委 員	ちょっとやっぱり気になるところは、修学旅行の費用というのがどれくらい分からないのですが、やっぱりその中のギャップのところ、修学旅行は徴収を必ずするので、費用が高いのであれば、なかなか行く行かないの選択なんかが出てくる可能性もあるのかなと思ひまして、ちょっと心配かなと思ひました。自分が子どもだとしましたら、ちょっとそういうところ気になるなと思ひます。
実施機関	説明させていただきます。修学旅行代につきましては生活保護法に掲げます教育扶助には該当しませんが、そういう生活保護対象者の修学旅行代につきましては、市の方から修学援助費という形で支給されますので、月々学校が徴収する際には滞納されるケースがございますが、最終的には市の方から就学援助という形で支給されますので、その方が修学旅行に参加できないというようなことは基本的にはございません。
実施機関	合わせて、この制度は込み入っていますので、全体像をご説明させていただきます。まず、すべての国民はその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うということが憲法で規定されておりまして、ということで義務教育といわれております。義務教育で定められていますので、学校教育法19条では「経済的な理由により就学困難と認められる学齢児童または学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と規定されています。まず所得階層に応じて生活保護世帯、さらに生活保護に準ずる経済困難世帯という形で階層別になっています。今回こちらでご案内させていただいておりますのは、生活保護世帯の対象者です。それ以外の修学旅行であるとかそういう部分、一般教材であるとかそれ以外の物については上の部分、就学援助部分でケアされますので、それは個人的には負担なしにいけるはずで、つまり申請があれば市の教育委員会を通じて交付されますので、未徴収になる理由が現実的でないわけで、今回こちらで提案させていただいております43号の方ですが、学校徴収金ということで生活保護としてケアされているにもかかわらず納めていただけないというケースがありまして、そのために情報のやり取りをして、何とか対応できないであろうかということで審議お願いしたものです。
会 長	教育扶助っていうのは、一つの世帯に定額で幾ら決めて決まっているわけですか。領収書か何かを持っていったらもらえるとか。
実施機関	教育扶助につきましては児童小学生が一人いる場合、月額固定額で4,710円、これが支給されます。定額です。中学生の場合ですと8,510円、一人当たりですね、こういう国で定められた基準がございます。
会 長	これはしかしお金に色が付いているわけじゃないから、普通の生活費と一緒に支給されるから、親の中にはそれを生活費に使って子の教育に使われてない場合もあるわ

	けですね、そうしたら。
委員	いえいえ、それは教育扶助でしょ。就学支援金はまた別に出るのですよね、市から。だからその就学支援金がまた別に出て、それに上乗せされるのですから。
会長	教育扶助って結局こういうものに使われるって書いてあるけれども、それに使われているかどうかという、そういう領収書を出すとかいう必要性はないわけか。
実施機関	生活保護受給者につきましては、生活保護の制度によって、教育扶助が普通の最低生活費にプラスされるわけです。で、生活保護世帯ではないそれに近いような世帯、言葉で準要保護という言葉を使うのですが、それは川西市において教育的な、全てではないですけど、それに似たような形の援助がなされている。
委員	件数は多いのですか。支払いをしないという件数は。
実施機関	少し古い統計になるのですが、平成22年の7月に一度学校に対して調査させていただいたところ、中学校が多いのですが、中学校で25名滞納しているという報告があります。小学校は非常に少なく、3名ということです。
会長	もう一回確認しますけどね、ここに書いてある教育扶助というものの他に学校徴収金というのがあるわけですね、生活保護世帯に。この学校徴収金というのは川西市独自のものなのですか。
実施機関	ちょっと混乱している。まず、生活保護世帯というのがあって、この生活保護世帯は生活保護のスキームでもって整理して、それは一般の生活保護費とお子さんのおられるところへは教育扶助というものがプラスされる。これで本来はケアしましょう。次にそれ以上にお金を持っておられる方は、準要保護ということで市の方で見る。だから、対象者というのは別です。
会長	この学校徴収金というのは生活保護者に与えられるもの？
実施機関	市の方から支給するのを学校徴収金というのではなくて、学校のほうで授業に使う学用品であるとか、生活保護世帯については給食費は直接学校長へ行きますが、その他の一般の生徒さんについては給食費であるとか、それを月々親御さんのご指定された銀行口座から基本的には引き落としています。学校の教育を行う上で無償の教科書以外に必要な学用品でありますとかそういうのを、学校徴収金という形で呼ばせていただいています。
会長	結局、学校の方からいる費用の話ですね。この学校徴収金というのを教育扶助費で

	払ってもらわないといけないってことなのですよ。
実施機関	平たく言うとそういう形になります
会 長	私が聞いたかったのはね、その準要の市の適用を受けている、だけど生活保護を受けてない人ですね、その人が滞納していたらどうなるのでしょうか。その時はこの制度に乗ってこないわけですね。
実施機関	そうですね、あくまでも今回は生活保護世帯が対象になりますので、個人情報のやり取りは。もう少し上の階層の準要保護世帯の情報のやり取りは基本的にはございません。
会 長	だからもっと言えば、ごく普通の家庭で徴収金払ってないっていう人もおるでしょう。それは川西市ではどういう所作をとるのですか？最終的に取り立てるとか何かやるのでしょうか。
実施機関	一応基本的に、全て学校のほうの担任であるとか会計担当者、あるいは最終的には校長先生も含めて足しげく個別訪問をしたりですね、そういう対応しか基本的にはありません。
会 長	学校サイドでもって市の他の部署で目的外利用みたいなので、何か通知して、そこでもって一括して税金の取り立てじゃないけど、そんなものと一緒にやるっていう、そういうシステムになってないわけですか。川西市では。
実施機関	法に基づく例えば税なんかでしたら当然支払い義務が生じますので、滞納世帯については滞納対策課という課がありますから、法に基づいて最終差し押さえなり不動産の換価とかですね、そういう手続きまで法的にいくのですが、基本的に学校徴収金という部分については、給食費は学校給食法という法律に基づく債務が課せられていますので一定の手続きはとれるのですが、その他の学校徴収金は、給食費以外の学用品の分につきましてはそういう法的な支払いと言いますか、徴収の、公費ではございませんので、いわゆる税金を投入している分ではございませんので、いわゆる私人間の金銭のやり取りになりますから、何とかお支払いいただきたいというような、学校側の、今のところはですけど、努力にかかっているというところが限界です。したがって今回、あくまで生活保護を受けている世帯については教育扶助費が支給されている関係で、何とかそちらの方ご指導をいただいて、支払いまで繋げていかせていただきたいということで今回ご審議していただいているわけです。
会 長	だから生活保護を受けている方で学校徴収金を未納の方について督促するような、あるいは指導するということで、こういう目的外利用するというのは、何かその人だ

	け特別に厳しいような、そんな取られ方がされないわけでもないような気がするけど。他の人は不問というのは。
委 員	学校徴収金というのは、どのくらいの額なのか。
実施機関	年額で、中学校でいきますと、1年生でしたら7～8万円。小学校でいきますと、学年によって違いますが、だいたい5万円から、一番かかる年で、小学校5・6年で7万強という形です。
委 員	教育扶助費で全然賄えませんか、額的にそれじゃあ。
実施機関	たぶん今答弁させていただいたのは、例えば修学旅行の積立金であるとか、他の金額が入っておると思います。
実施機関	今の小学校で言いますと、給食費が月額3,600円というのが一番高うございますので、これの11か月分、40,000円弱が今の申しあげました中に入っていますから。
会 長	引くのですね。
実施機関	給食費は、直接学校長口座に振り込まれますので、今回の対象外という形になります。
実施機関	教育扶助として、生活保護の制度として教育扶助で出している額が、だいたい徴収金の倍ほどございます。おおかた2倍あります。なぜかと言いますと、学校で使う以外に、例えば、家で自主学習するとかいうことも含めたところの分も想定しての生活保護での教育扶助ですので、全てを学校にということではなしに、やっぱり親御さんの方で、これについては学校、これについては家庭内学習で使うという、きちっとそういう形で使っていただくのが望ましい。ですけど、実際には先ほど会長がおっしゃいましたように、親の生活費の方へ使い込んでいるというのですか、そっちへ回されている家庭も、全部が全部じゃないですけど、そういうところもございます。
会 長	生活保護を受けている方が教育扶助を適正に使わないというのは、やっぱりけしからんという話になるかもしれないけども、本当のことを言ったら、ごく普通でも裕福なとまでは言わないけども、そういう人でも納めない人がいるんでしょ、給食費でも何でも。義務教育やって言って、親がけつたいな人だと納めないとかあるんですね。それが一番けしからんという話になるんだけどね、本来はね。その人らは不問になるわけやね、学校が集めにいったらともかくとして、何か法的な措置っていうのが、まあ給食費はさっきあるようなお話でしたけど、ごく普通のもんやったらね、それが一番けしからんのですけどね、ほんとのこと言うとな。

委 員	給食費以外でも納めない親っているんですか。
実施機関	いわゆる生活保護世帯に限らずですね、滞納している家庭といいますのは新聞報道等でもありますんで。
委 員	資力があるのにも関わらず。
実施機関	ええ。いわゆるこの生活保護世帯の方の未納がなくなれば、学校の方の徴収金の未納がなくなるということではないです。やっぱり先ほどおっしゃったように、一定の収入がありながら、「学校は無償違うか」とかいう理由でお支払にならないケースもございます。これは本市に限らず、日本全国的に給食費の未納問題とかは教育界では一定の問題になっています。
委 員	給食費に限らない。
実施機関	そうです。
会 長	給食費とかこういう学校徴収金というのはね、子どもが学校へ持ってくるわけですか。それとも、引き落とししかなんかでやるわけですか。
実施機関	一応、保護者の方の指定口座から引き落としという形が、一般的な取扱いになっています。
会 長	じゃあ、子ども同士では誰が納めて誰が納めないということは、分からないといえれば分からないわけですね。
実施機関	はい。
会 長	いかがでしょうか。これについても、両方とも本人には通知しないということで。生活保護実施業務については、従来から通知してきてないわけですよね。学校総務課とか学務課の方に提供しているということについてはね。生活保護の本人には言っていないのですね。
実施機関	今、会長がおっしゃったのは42号の方ですね、この分なんですけど、先ほど言いました就学援助制度が生活保護対象世帯かどうか、それから準要保護世帯かどうかで仕組みが違いますんで、それを我々に教えていただかないと仕事できません。そういう意味で、相手さんには通知しませんけど申請は個人から上がってくるわけです。その対象者の方が生活保護かどうかというのをチェックしまして、その仕組みにおいて援助させていただくというものです。

会 長	なるほどね。
実施機関	生活支援の方の立場から申しますと、生活支援を受けたらそういう仕組みで通知はするよということについては、生活保護受給者には口頭でお話はさせていただいています。
会 長	なるほどね。逆に、今度は学校徴収金未納者で生活保護の人については、学校教育の現場から、納めてなかったら生活保護課に連絡しますよというのは本人には言っていないわけですね。
実施機関	今のところ、そういう個人情報のやり取りというのがまだご承認いただいていませんので、いわゆる学校の中で納まっていますから、そういうやり取りは今のところはありません。もしご承認いただけた後は、当然すぐにそういう動きをするわけではございませんので、学校の方で一定の努力はしていただきますから。その中でお支払を最終的にできなければ、生活支援課の方にちょっとご相談させていただきますよ、という対面での説明はさせていただきます。
会 長	分かりました。
委 員	でも、別に本人に通知せんでも、払ってないのは本人は分かってるのですから、それなら別に本人通知は必要ないでしょう、全く。
会 長	本人は払ってないけど、それがまた生活保護課の方に。
委 員	いや、だけど自分が生活保護をもらっていて、金を払ってないのもどっちも自分が知っているわけですから、それで生活支援課の方からあんた払えよとくるっていうのは、別にある意味通知する必要も何もないような気がします。当然払う話、本人は自覚している話で、いつ来るかとびくびくしているだけやろうという。ところが、まだ来ないというのは回ってないのだからってことだけでしょう。
会 長	そういう点はありますね。
委 員	この教育扶助を別口座にするってことは、これは制度上できないのですか。
委 員	生活保護は一括で入りますから、無理ですね。
委 員	それは何か規定があるわけですか、一括してというのは。

実施機関	<p>国からの指導もありましてですね、代理納付という制度が生活保護に関しては一部認められていることがありまして、借家の場合ですね、家賃を、もちろん生活保護受給者の同意を得た上で家主に直接支払うと、この代理納付制度というのは国で認められています。ただ教育扶助につきましては、代理納付という扱いは現時点では適用しないことという通知が来ておりまして、代理納付はできません。</p>
委員	<p>それ根拠は何なのですか。</p>
実施機関	<p>子どものこととか、そういう配慮があるのじゃないかと。</p>
実施機関	<p>ちょっと隠れた部分での理由なのですが、先ほどもちょっと申し上げたのですが、教育扶助として支給する分については学校長の方へ払う分もあれば家庭内に払う分もある、そのこの選り分けができないので、どこに全額、例えば学校長に全額出しましたということになると、学校長が受け取って、学校長からこれはまた再交付みたいな形で、これは家で使う分ですよ、これはクラブで使う分ですよ、という形で学校長があらためて交付しないといけないとなってまいりますので。</p> <p>ちょっと物理的というか現状的には、分けてというのは、学校長がもういっぺんそれをするっていうのは、かなりの労力を必要とするところかなと。唯一給食の方は代理納付みたいな形で今している部分につきましては、実際に食べた分、学期間でだいたいまとめるんですけど、一学期の間に給食何食食べたっていうのが明らかに分かっていますので、実際に食べた分について学校長の請求が来まして、生活支援課からその実額をお支払いをするという。それ以外の分につきましては、実額を決めるのが難しいところがあります。</p>
委員	<p>支給をたとえば遅らせてですね、給食費のように実額が確定できる部分があれば、それを直接学校の方から請求あった場合に振り込んで、要するに、教育扶助をずらすっていう手段。</p>
委員	<p>それは厚生労働大臣に言ってください。告示でそれがもう出ているので。</p>
委員	<p>そういう制度がだめなんですね。そういうのは無理なんですね。</p>
会長	<p>結局、学校が管理するってことですね。告示のやつをね。</p>
委員	<p>まだ家庭内教育っていうのも教育扶助の中に入ってますから、分けられない、告示はまさにそういう点で1号2号において、住宅と医療、介護、出産ぐらいは多分できるんですね、代理受給っていうのが。</p>
実施機関	<p>ほぼおっしゃる通り。</p>

会 長	給食費は結局親の手には渡らないわけで、直接学校に払われるわけやね。
実施機関	そうです。
会 長	だから、学校徴収金に係る教育扶助の費用か。だけど教育扶助の費用っていうのは、みんな学校に払うばかりじゃないもんね。学校に払うのみならず、それ以外の教育に必要な費用を含んでるからね。
委 員	だから額が確定できた分だけ先に振り込んで、時期をずらすってことはできないのでしょうか。
会 長	やろうと思ったらできないわけじゃないだろうけど、かなり煩瑣になってしまいますね。
実施機関	それとずらす部分で、生活保護自体がだいたい前月払いというところありまして、開始廃止というのがそれに伴ってきますので、生活保護がいつまでも続いてたらいいいんですけど、廃止になってくるとまたそれはそれで、人数については流動的という部分がありまして、実際には遅らせてというのは実務的には難しいところです。
委 員	教育扶助の給付を受けられてる方ね、この分は反対に学校徴収金というものを差引いて残りの分を振り込むことはできないのですか。極端な話をしたら、あらかじめ分かっておればその分だけ減額しておいて、それを入金するとかはできないのでしょうか。
委 員	滞納だったものが完全になくなるわけですね。
実施機関	国の教育扶助の考え方が、そういう代理納付ですとか差し引きして支払うというようなやり方をしていませんので、現行制度上においてはちょっと難しいのかなと。
実施機関	元になる部分が、一応原則的にはその世帯のところにいるんな扶助を渡すというのが、その中でやりくりしてする、いろんなことの一か月分のやりくりをするということが自立助長という生活保護の基本の部分になってくるので、それを言い出すと電気代・水道代・ガス代全部分けてそこへ支払ったらいってことになってくると、その人の世帯の自立をちょっと妨げるということがありまして。なかなか言葉で言ってる部分は難しいんですけど、そういうことも含めてお金の管理をする。世帯によって先の部分についてはそれぞれテーマが変わってくるわけなんですけど、きちっと生活するだけでいいというような援助方針の人もしらっしゃいますので、そのあたりは基本的にはそういう考え方、全てお渡ししてその中でやりくりを考えてもらう。ただ、実

	<p>務的には先ほど出てきた医療費であるとかは病院へ直接払わせてもらう、介護の費用も直接払わせてもらう、あるいは住宅費の中の家賃は直接払わせてもらうという部分が、順番にこれについてはこれという形で決められてきたところです。教育扶助については、一部給食費については実費でお支払いしますが、そのほかについては、できるだけやっぱり自立、自分らでやりくりするということをやっていただきたいというような趣旨的な部分はそういうところでございます。</p>
会 長	<p>他に委員の皆さんから、何かこの際、この事案に関わってお尋ねしておくことは何かございませんか。なければ担当課の皆さんにご退室いただきます。</p> <p style="text-align: center;">実施機関 退室</p>
会 長	<p>それでは、引き続きご審議いただきたいと思いますが、以上の諮問の3案件につきまして、結局条例の10条1項4号にありますように、個人情報を利用する相当の理由があると、そして本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないと認められるかどうかの判断と、第2項の本人通知の必要性の有無についてご判断いただくということになりますので、よろしくお願いします。</p> <p>まず順番に、身体障害者の援護業務で、障害福祉課の聴覚障害者手帳を持っている人の情報を生活支援課に目的外利用するというこの点についていかがでしょうか。目的外利用することに相当の理由があるということで、本人の権利利益を不当に侵害する恐れがないということになるかという話ですね。生活保護世帯でない方の聴覚障害という情報が、結局生活支援課の方に行くわけですね。その人たちの不利益ということに関わってこないとは言えないわけでしょうけど、それはやむを得ないということでしょうか。</p>
委 員	<p>本来自分で設置する義務を負っているわけですからね。その金がない人については、手当てしてあげるってやつですから。</p>
会 長	<p>聴覚障がい者ということの情報を他人に知られるということは、聴覚障害の人っていうのはやはり人に知られないことが正当だという。そういう個人情報に該当することになるんでしょうかね。</p>
委 員	<p>まさしくそうでしょう。</p>
会 長	<p>やっぱり知られたら嫌ですね。しかし外部に知らせるのじゃなくて、生活支援課に行くわけで。それは生活支援課も必要じゃないものについては扱わないし。その目的外利用っていうのは、データというものはどうやってもらうのですか。</p>
事 務 局	<p>直接担当課からは、具体的にそれを電子データでもらうのか紙データでもらうのか</p>

	<p>把握しておりませんが、通常300、それから1,200という数字出ておりましたけど、それをマッチングすることになるわけですから、ある程度電子データということは想定できると思います。ですので、最後に生活支援課の説明の中で、一番最後のところで、マッチング作業の後すべて廃棄しますという発言があったように聞きましたので、そのあたりは電子データでのやり取を想定したうえで、この作業以外には使わないという説明だったように聞いております。</p>
会 長	<p>そうしたら、この1番のですね、身体障害者援護業務に係るこの聴覚障がい者のデータで、手帳を所持する人の氏名とか住所をですね、これを生活支援課に目的外利用するということについては、それなりの目的外利用することに相当な理由があるというふうに考えるということによろしいですか。</p>
委 員	<p>はい、結構です。</p>
会 長	<p>特にご意見ございませんですね。そうしたら、それは一応相当な理由があると、本人の権利利益を不当に侵害される恐れがないと認められたということについても、一応この程度で、いわゆる利用されない人のデータもいかにざるを得ないわけですけども、その利用されない方の不利益にならないかということだけでも、これはどうなんでしょうかね。それを厳密にやろうと思ったらやりようがないわけか、仕方ないというか。聴覚障がい者のうち、生活保護を受けている人をピックアップするというのはできないわけですからね、その生活支援課にデータを送らない限りは。だから、やむを得ないということになるのでしょうかね。仮に本人が不利益だというふうに考えるような場合があったとしても、生活支援課にも当然守秘義務があるわけですから、それがおかしな利用をされるということはある得ないというふうに理解していいと思うんですね。そうしたら、これは10条の第1項の第4号の要件を満たすということで、お認めするということによろしいでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。そしてこの表にありますように、提供に当たっては以下の条件を付するというので、提供した個人情報を利用提供しないこと、提供した個人情報は漏えいのないよう厳重に保管することとなっているので、これも申し添えるということになると思います。それから、本人の通知の有無については通知しないということやりたいという説明なんですけど、この点について何かご意見ありませんか。いわゆる聴覚障がい者の手帳を持っている人に、生活保護課にそのデータを渡しましたよということ言わなくてもいいかどうか。そこは理由として、事務の性質として、本人が知るものであり個別に通知することの必要性がないためということ。これは結局、聴覚障がい者で生活保護を受けてる人の話やね。だから、これは当然そういう光を発する警報器を付けてもらうわけですから、それで行ったら分かる</p>

	<p>わけですけどね。それ以外の人だけど、それは通知しないということでやむを得ないっていいことではないですか。</p>
委員	<p>はい。</p>
会長	<p>ありがとうございました。そしたら44号諮問議案については、ここに書かれてるような内容でお認めするというにしたいと思います。</p> <p>そうしたら、今度は42、まあ42というのは追認みたいな恰好になるので、場合によっては市のすべての事務の中にまだこういうのが残っているかもしれないということになると思うんですけどね。個人情報の保護条例を作った時には、市のすべての事務について、それぞれの担当課がそういう個人情報を扱っているかどうかということを一応吟味してもらったと思うんですけどね。ただどうっかりしていると、こういうのは他の自治体なんかでもケースとしてあります。あとから出てきて恐縮するというのがあるんですけど、これはそういう事案なので。これも先ほど出ましたように、生活支援課の保有している生活保護世帯の情報ですね、そこに書いてある小中学生及び養護学校生が含まれる世帯の世帯主名・住所・生活保護開始年月日、当該小中学生の氏名、学年と。こういうものを教育委員会の教育総務課、あるいは学務課の方に提供するという。これについてもいかがでしょうか。やはり、目的外利用をすることに相当の理由があるということによろしいでしょうか。</p>
会長	<p>よろしいでしょうね。で、この通知がなかったら給食が受けられないということになるわけですか。そういうことですね。</p>
委員	<p>いや、給食費が払われないということだから、学校給食法に基づいて金出せという請求が強制的に行くだけの話で。</p>
会長	<p>ということですね。だからこれはやはり相当の理由があるということで。それで、これについても本人には通知しないと、通知しなくても分かりますよね。</p>
委員	<p>はい、これはね。</p>
会長	<p>だから、これも通知しないと事務の性質上本人が知りうるということで行きたいと思います。それから提供先については、先ほどと同じような、受けた個人情報をさらに目的外に利用提供しないということ、それから漏えいしないように厳重に保管するというのを付ける、そういう措置をとるということで、これもお認めしたいと思います。</p> <p>その次の学校徴収金の事務については、今度は逆に教育委員会の方の学校現場が保有している情報ですね、本人が納めてないという情報ですね。その情報を生活支援課の方に連絡するというこの事務についても、相当の理由があるという話になるけれど</p>

	も、何で生活保護を受けてる人だけだがそんな注意されなければいけないのと。
委 員	あれですよ、生活保護の濫用なんかいろいろなとこに出てるから。適正使用というのが厚労省から通達できましたから。
会 長	思う通りにならないのでしょうかね。ハンディ持っているような恰好になるんでしょうね。
会 長	生活保護を受けている人も、生活保護費が十分じゃないということもあるのかもいけないけどね。だけど、やっぱり用途が決められているものは用途が決められているように使ってもらわないといけないという話になるんでしょうね。
委 員	十分じゃないことはないんですよ、かなりあるんですよ。月額で、今24万ぐらいあるはずですよ。それに、まだ先ほどの4,000円とか8,000円かが上乘せされていく、しかも非課税ですからね。
会 長	それと関連して、例えば国民健康保険の保険料を天引きするのはけしからんというふうにいっぱい訴えてくるけどね。
委 員	そうそう。
会 長	だけど、天引きしなかったら結局滞納につながるわけでしょう。天引きの方が納める意思があるんだったら楽だとは思うんですけどね。だけど、天引きはけしからんといって不服審査してくる人がたくさんいますからね。
委 員	実際は可哀そうは可哀そうなんですけどね。医療扶助で入院したら、申請して何か月か待ってその後っていう形になるから、実際その場ではないんですよね。
会 長	だから、自分の判断でもって払える時に払うということをやりたいから天引きはやめると、こういうような理屈だと思うんですけどね。それはそうとして、今回の場合、学校徴収金事務で学校現場のそういう滞納情報を生活支援課に目的外利用することについて、やっぱりこれは相当の理由があるということによろしいですか。これも通知しないということで、ケースワーカーか何かの人から指導されるということになるのですか、これは。
事 務 局	いえ、特にケースワーカーが直接というわけではないと思います。学校の方からも説明がありましたけども、まずは自助努力を学校の方でした上で、その督促に応じない者のみという説明があったと思いますので。まずは学校の方からそういう作業はした上で、それでも応じない方については、まずは生活保護法で決められています市側

	<p>からの確認をケースワーカーが行うと、そのための目的外利用というように把握していただいたら結構かと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>まあ指導助言するということで、指導助言されたらそういう連絡が行ったんやな、ということが分かるわけですね。それは特に通知するほどのことはないということになりますね。これも通知しないということでもいいですか。</p>
<p>委 員</p>	<p>はい。</p>
<p>会 長</p>	<p>これも提供先に対する措置ということで、先ほどと同じように提供した個人情報は目的外に利用しない、また提供した個人情報は漏えいのないよう厳重に保管するというをそこに申し添えるということでお認めするということにしたいと思います。そうしたら、本日諮問のありました三件についてはいずれも審議いただきました結果、そこに書かれている表の内容通り、一応この審議会としては審議の結果同意する、これで結構ですということで答申したいと思います。どうもありがとうございます。そうしたら本日の審議案件はこれで滞りなく終わりましたので、あと「その他」って書いてありますが、何かその他ありますか。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうしたら、本日の川西市個人情報保護審議会第50回はこれで閉じさせていただきます。</p>